

専決処分の報告について
(成増地域センターにおいて発生した漏水事故に係る示談処理)

1 事故の発生

令和3年8月18日(水)午前9時45分頃、成増地域センターの楽屋に設置されている洗面台の給水管において漏水が発生し、同センターの階下に位置する西友成増店の商品である冷凍冷蔵庫2台を毀損した。

漏水は給水管の継手部分が経年劣化により緩んだことで発生し、当該給水管からの漏水が配管や床のコンクリートに浸食し、階下にまで伝わったことが原因であった。

2 示談の相手方

東京都北区赤羽二丁目1番1号
株式会社西友
販売本部本部長 小川 秀典

3 示談金額

金124,260円

4 示談成立日及び専決処分の日

令和4年2月7日

5 示談の処理

区は、本事故による損害額にあたる金額を相手方に支払うこととし、今後、相手方と書面に定めるほか何らの債権債務が存しないことを相互に確認する示談書を取り交わした。

なお、示談に要した損害賠償金は、特別区自治体総合賠償責任保険により、全額が補填された。

6 事故発生後の処置、再発防止策の実施

事故後は速やかに成増地域センター内の同種の給水管すべての締め直しを実施し、漏水を停止させるとともに、後日、漏水箇所を含めた老朽化した給水管の交換工事を実施し、漏水原因を根治させた。

再発防止策として、事故原因の分析や初動対応、対応方法について職員間で情報共有を行うとともに、施設の保全に関する資料を繰り返し確認することで事故の発生防止に努めていく。